

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|---------------|-----------|-----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 高松市 | 鶴尾地区 | 令和3年6月11日 | 令和5年10月2日 |

1 対象地区の現状

| | |
|---|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 99.1 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 62.6 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 37.5 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 12.4 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.3 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考) | 2.9 ha |

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
農業振興地域ではないので、ハード面の整備ができない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受入れにより対応していく。農地中間管理事業が活用できるようになったので、農地機構を通じた貸借も推進していく。農協が窓口になって、農地を貸したい人や耕作放棄地の状況を把握し、地域の農地の保全・管理を推進する。小規模からでも集約できる場所は集約したり、水の管理は地主がするなどのルール作りを検討し(鶴尾方式)、担い手が借りやすい状況を作っていく。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|------|---------|--------------|---------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 計 | 3人 | | 6.20 ha | | 9.10 ha | |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。
農地中間管理機構を活用して、中心経営体や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。